



様式 3

令和 6 年 11 月 25 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒636-0815

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目2番20号

医療法人名 医療法人桜梅桃李

理事長名 理事長 中田 勝己

(連絡先 TEL : 0745-32-7860)

決 算 届

第1期(令和 5年 12月 21日 から 令和 6年 8月 31日まで)の決算
を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



〔別 紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和 5年12月21日 至 令和 6年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人桜梅桃李

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目2番20号

注) 複数の事務所有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和 5年11月30日

(4) 設立登記年月日 令和 5年12月21日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中田 勝己	さくら歯科医院 院長・管理者
理 事	中田 恵子	さくら歯科医院
同	中田 博之	中田歯科医院 院長・管理者
監 事	前田 勝徳	社会保険労務士法人アート・ビジネスブレイン 代表

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さくら歯科医院	2930501065	奈良県生駒郡三郷町 勢野北一丁目2番20号	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
無し		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
該当なし

様式 2

法人名 医療法人桜梅桃李

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目2番20号

財 産 目 録
(令和 6年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	33,957 千円
2. 負 債 額	27,638 千円
3. 純 資 産 額	6,318 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,567 /
B 固 定 資 産	24,390
C 資 産 合 計 (A + B)	33,957 /
D 負 債 合 計	27,638 /
E 純 資 産 (C - D)	6,318 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 令和 5 年 12 月 21 日

至 令和 6 年 8 月 31 日

医療法人 桜梅桃李

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目2番20号

貸 借 対 照 表

令和 6 年 8 月 31 日現在

単位 円

資 産 の 部		
【流 動 資 産】		
現金及び預金	2,627,068	
売 掛 金	5,323,513	
商 品	1,231,472	
前 払 費 用	385,000	
流動資産合計		9,567,053 -
【固 定 資 産】		
(有形固定資産)		
建 物	11,972,151	
建物付属設備	7,912,804	
構 築 物	500,660	
機 械 装 置	2,503,164	
車 輛 運 搬 具	1	
工 具 器 具 備 品	301,229	
有形固定資産合計	23,190,009 ✓	
(投 資 等)		
敷 金	1,200,000	
投資等合計	1,200,000	
固定資産合計		24,390,009 ✓
資産の部合計		33,957,062 ✓
負 債 の 部		
【流 動 負 債】		
買 掛 金	990,772	
短期借入金	22,804,692	
未 払 金	1,535,505	
預 り 金	301,875	
納 税 充 当 金	295,900	
流動負債合計		25,928,744 ✓
【固 定 負 債】		
長期借入金	1,710,000	
固定負債合計		1,710,000 ✓
負債の部合計		27,638,744 ✓
純 資 産 の 部		
【株 主 資 本】		
(資 本 金)		
資 本 金	5,200,000	
資本金合計	5,200,000 ✓	

(利益剰余金)
繰越利益剰余金

利益剰余金合計	1,118,318	
株主資本合計	1,118,318	
純資産の部合計		6,818,318 ✓
負債及び純資産の部合計		6,818,318
		33,957,062 ✓

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 12 月 21 日

至 令和 6 年 8 月 31 日

単位 円

【純 売 上 高】

売 上 高 4,954,239

自 費 売 上 4,327,400

保 険 診 療 報 酬 15,711,533

売 上 高 W E 13,327,064

38,320,236 /

【売 上 原 価】

商 品 仕 入 高 7,461,032

合 計 7,461,032

期 末 棚 卸 高 1,231,472

6,229,560

売 上 総 利 益

32,090,676 /

【販売費及び一般管理費】

旅 費 交 通 費 243,885

広 告 宣 伝 費 671,870

発 送 配 達 費 90,250

支 払 手 数 料 1,369,229

リ ー 入 料 1,318,580

役 員 報 酬 6,600,000

給 料 手 当 8,443,561

賞 与 手 当 1,218,401

減 価 償 却 費 2,135,036

地 代 家 賃 2,310,000

修 繕 費 222,871

通 信 費 207,958

水 道 光 熱 費 273,177

租 税 公 課 136,930

寄 付 金 10,000

交 際 接 待 費 14,040

保 険 料 184,570

消 耗 品 費 1,375,725

法 定 福 利 費 1,549,119

管 理 諸 費 2,979,348

諸 会 費 197,524

雑 費 217,349

31,769,423 /

営 業 利 益

321,253 /

【営 業 外 収 益】

受 取 利 息 割 引 料 199

雑 収 入 1,099,927

1,100,126 /

【営 業 外 費 用】

支 払 利 息 割 引 料 7,161

7,161 /

経 常 利 益

1,414,218 /

税 引 前 当 期 利 益

1,414,218 /

法 人 税 等 充 当 額

295,900

当 期 利 益

1,118,318 /

					※医療法人整理番号
--	--	--	--	--	-----------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

[illegible]

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜梅桃李

理事長 中田勝己 殿

私は、医療法人桜梅桃李の第1期会計年度（令和 5年12月21日から令和 6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年10月24日

医療法人桜梅桃李

監事 前田 勝徳 ✓

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。